

# 著作物

## 二次的著作物

白鷗大学  
杉山 務

### 二次的著作物

#### 変形著作物

- ・ 著作物の修正増減 批評, 注解, 附録, 図画
- ・ 美術著作物の異種複製 絵を彫刻, 彫刻を絵

#### 翻案著作物

- ・ 外国の小説の舞台を日本に移し替え
- ・ 古典を現代語訳にする
- ・ 小説や戯曲の大筋を生かし趣向を変える

#### 内面形式を維持しながら外面形式を大幅に変更

- ・ 脚色, 映画化, 小説を児童向けにリライト, ダイジェスト  
小説の演劇化, 美術著作物の異種複製(写真, 彫刻)

**Q: 原著作物の権利者の許諾を得ない二次的著作物は適法に成立し, 権利主張できるか。**

## 二次的著作物

10条

**2条1項11号 二次的著作物** 著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案することにより創作した著作物をいう。

(二次的著作物)

**11条** 二次的著作物に対するこの法律による保護は、その原著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない

(翻訳権、翻案権等)

**27条** 著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する

(二次的著作物の利用に関する原著作者の権利)

**第28条** 二次的著作物の原著作物の著作者は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作者が有するものと**同一の種類**の権利を専有する

3

## どこまでも行こう VS 記念樹

東高140906

**本質的な特徴を直接感得できる編曲は同一性保持権を侵害**

著作権法は、楽曲の「**編曲**」(2条1項11号、27条)について、特に定義を設けていない。言語の著作物の「**翻案**」が、既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を**直接感得**することのできる**別の著作物**を創作する行為をいう  
(最高裁130628 江差追分事件)

「**編曲**」とは、「**原曲**」に**依拠**し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が原曲の**表現上の本質的な特徴を直接感得**することのできる別の著作物である楽曲を創作する行為をいう

**どこまでもいこう**：昭和41年にブリヂストンのCM中学校の音楽教科書に収録され、長く歌い継がれる大衆歌謡ないし唱歌

**どこまでも行こう**  
道は厳しくとも  
口笛を吹きながら  
走って行こう



**編曲権及び氏名公表権を侵害**

平成15年3月11日 上告を却下

4

キャンディ・キャンディ

東高120330

翻案権、放送権、氏名表示権

原作者



漫画家



争点: 連載漫画の登場人物の絵のみを利用する行為に対して原作者としての権利が及ぶか

原作者は、二次的著作物の一部の利用に関しても、それが原著作物の内容を覚知できる部分かどうかに関わらず、二次的著作物の著作者と同様の権利を有するから、原作者は、マンガ家と同様、漫画の登場人物の絵のみを複製する行為に対しても、著作権侵害を理由として差止め等を求めることができる。

江差追分事件

最一判130628

翻案権、放送権、氏名表示権

北の波濤に唄う

ノンフィクション書籍

NHKTV番組: 「ほっかいどうスペシャル・・・江差追分のルーツ・・・」

NHKTV番組



にしん御殿

争点: プロローグの翻案にあたるか

既存の著作物に依拠して創作された著作物が、思想、感情若しくはアイデア、事実若しくは事件など表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において、既存の著作物と同一性を有するにすぎない場合には、翻案には当たらない。

本件ナレーションは、本件著作物に依拠して創作されたものであるが、本件プロローグと同一性を有する部分は、表現それ自体ではない部分又は表現上の創作性がない部分であって、本件ナレーションの表現から本件プロローグの表現上の本質的な特徴を直接感得することはできないから、本件プロローグを翻案したものとはいえない。

- |    |   |        |
|----|---|--------|
| 問1 | 134 既存の楽曲をその著作権者に無断で編曲した場合、その編曲された楽曲は、二次的著作物として保護されない。  | ○<br>× |
| 問2 | 81 小説を点字に変換した文書は、一般に、小説の二次的著作物に該当する   | ○<br>× |
| 問3 | 181 甲が作曲した楽曲を乙が編曲することは、甲の著作人格権の侵害となることがある。  | ○<br>× |
| 問4 | 139 甲と乙との共同著作物について、丙がこれを翻案することは、丙が乙から同意を得ていたときには、甲の同一性保持権を侵害しない。                                    | ○<br>× |
| 問5 | 136 甲が書いた小説を、翻訳家をめざす学生乙が翻訳し、その翻訳物に原作者として甲の氏名を表示しないことは、乙がその翻訳物を自己の家族である丙以外には見せなかったとしても、甲の氏名表示権を侵害する。 | ○<br>× |

7

## 二次的著作物

裁判例

- 1 たいやき君事件 東京地裁520330 ー
- 2 平将門事件 東京地裁570308 十
- 3 ポパイ事件上告審 最高裁090717 十

8

## ま と め

ご清聴 ありがとうございました。

杉 山 務